

盛岡さんさ踊り派遣規程

(目 的)

第1条 この規程は、盛岡さんさ踊りのより一層の周知と、岩手県・盛岡市の観光振興を目的に国内外における観光催事・公式行事（以下「行催事」という）に参加し、観光親善使節としての役割を担うため盛岡さんさ踊り実行委員会が選任するミスさんさ踊り・さんさ太鼓連（以下「ミス連」という）の派遣等について必要な基準を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

(職 務)

第2条 ミス連は、盛岡さんさ踊りと岩手県・盛岡市の観光・コンベンション産業を広く紹介、宣伝し観光客を誘致するため、盛岡さんさ踊り実行委員会が必要と認めた観光諸行事への参加、及び国内外における親善交流のための使節として従事することとする。

(派遣基準)

第3条 ミス連の派遣については、公共的イベント等にのみ対応し、一企業の営利を目的とする行催事及び宗教的、政治的活動等への派遣は一切行わないものとする。原則として、次の各号に掲げる要件を条件とする。

- (1) 盛岡さんさ踊り実行委員会が主催する行催事等。
- (2) 国・普通地方公共団体等が主催する公共的な行催事等。
- (3) その他観光関連団体や企業が主催するもので、盛岡さんさ踊りと岩手県・盛岡市の観光産業の振興に寄与すると認められる行催事等。

(派遣料等)

第4条 前条の規程によるミス連の派遣については有償とし、その金額（以下「派遣料」という）は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 行催事等に従事する場合は、一日一人 12,000 円（税込）とする。なお、移動日等で行催事等に従事しない場合は、派遣料は発生しない。
- (2) ミス連の派遣に伴い、事務局の同行を要する場合は、盛岡商工会議所の旅費規程に基づき、派遣依頼者がその旅費等を負担するものとする。
- (3) 派遣料は、派遣依頼者が請求書により盛岡さんさ踊り実行委員会に支払い、振込手数料は派遣依頼者が負担するものとする。

- 2 前号で定める派遣料以外に宿泊費、交通費、道具配送費等の経費が発生する場合は、その経費については派遣依頼者が負担するものとする。

(派遣承認)

第 5 条 ミス連の派遣を希望する者は、事前に所定の様式による「盛岡さんさ踊り派遣申込書」を盛岡さんさ踊り実行委員会に提出するものとする。

- 2 前号により申請があったときは、盛岡さんさ踊り実行委員会は行催事内容を検討し、派遣の可否について決定する。

(その他)

第 6 条 ミス連の品位を保持するため、ミス連の派遣を希望する者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 21 時以降の拘束。
 - (2) 業務内及び業務外の場合での酒宴接客行為。
 - (3) 業務前後における、お酒が提供される懇親会等への参加。
 - (4) 長時間の業務従事。
 - (5) 司会等の業務従事。
 - (6) ミス連の衣装以外を着装させての業務従事。
- 2 前号に定めるものであっても、盛岡さんさ踊り実行委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附 則 この規程は平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。